

行革第1911号指令

札幌市中央区北4条西5丁目1番地
社団法人北海道森と緑の会

平成22年2月3日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定します。

平成22年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ



(総務部行政改革局行政改革課公益法人グループ)

- 1 法人コード：A003657
- 2 法人の名称：社団法人北海道森と緑の会
- 3 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人北海道森と緑の会
- 4 代表者の氏名：堀 達也
- 5 主たる事務所の所在場所
札幌市中央区北4条西5丁目1番地
- 6 公益目的事業
 - (1) 森林の整備、緑化の推進及び同事業に係わる国際友好交流の意義に対する道民の理解を広めるとともに、道民参加による森林整備等の取組みを推進する事業。
 - (2) 道民の豊かな緑と水に恵まれた生活の維持・向上を図るため、「緑の募金法」に基づき当会に寄せられる寄付金を財源として、法で定める地域の森林の整備、緑化の推進などを道民の自発的活動で推進を図ると共に、こうした意義の理解を道民に広める事業。
 - (3) 地域の森林・林業の改良・発展のため、森林・林業に関する技術及び知識の普及活動を促進し、森づくりの担い手や山村地域リーダーを育成すると共に、一般市民、青少年への森林・林業に関する知識の啓発を進め、森林の多様な機能の発揮を促進する事業。
 - (4) 北海道らしい豊かな森林を育て、次の世代へ引き継ぐという「第58回全国植樹祭」の意義を広く伝えるため、植樹祭跡地の森林の育成・管理や道内各地で行う記念植樹活動を進めると共に、地域森林ボランティアが構築するネットワークが取り組む森づくり活動を促進する事業。
- 7 収益事業等
 - (1) 森林・林業や緑づくりに関する解説書、技術書の刊行、頒布、斡旋を通じ、会員や林業技術者、森林ボランティア等の技術及び知識の向上を図ると共に、一般道民、青少年への森林・林業、緑づくりへの意識啓発を促進する事業。
 - (2) 地域の森づくりや緑化活動を推進するため、森林・林業、環境緑化に関する技術指導や学習、研修会を通じ、道民参加の森づくりや緑化意識の高揚を図り、これらの活動を進める人材を養成する事業。
- 8 旧主務官庁の名称：北海道知事